

《論文》

戦後我が国における親の教育権論の展開

帖佐 尚人

# 戦後我が国における親の教育権論の展開

帖佐 尚人

和文抄録:本稿では、戦後我が国における親の教育権論の展開を歴史的に概観していく。具体的には、まず、1947年に発布・施行された(旧)教育基本法において親の教育権がどのように位置付けられていたかを捉えた上で、同法作成に深く関与した田中耕太郎による先駆的な親の教育権論を概観する。次に、1950年代以降の「国民の教育権論」と「国家の教育権論」の対立図式下で親の教育権がどのように解釈されたのかを、両立場の代表的論者の見解の分析から捉えていく。その上で、1980年代の管理教育批判の中で、国民の教育権論を批判する文脈で親の教育権を積極的に擁護した今橋盛勝以降の議論展開を整理する。そして最後に、2000年代以降の親の教育権論を、筆者の関心とする親の教育権限行使の適正化という観点から、簡単にまとめることとしたい。

Key Words : 親の教育権論、国民の教育権論、国家の教育権論、児童虐待、親のライセンス化

## はじめに

これまで筆者は、端的には児童虐待やネグレクトに代表される親の教育権限の不当な行使や放棄の問題について、特にアメリカにおけるその権限行使の適正化を巡る諸議論を分析・検討してきた。その検討内容を簡潔に整理するならば、それは以下の三点にまとめられよう。

- ①アメリカの倫理学者H.ラフォレット (Hugh LaFollette, 1948-) が1980年に提唱<sup>1</sup>し、1990年代に同じくアメリカの児童精神医学者J.ウェストマン (Jack C. Westman, 1927-) によって具体化・体系化<sup>2</sup>された「親のライセンス化」(licensing parents) 論の整理検討<sup>3</sup>
- ②「親のライセンス」化論の代替案として2009年にウェストマンが提示<sup>4</sup>した、青年期妊娠・出産規制を主たる内容とする児童虐待規制理論の分析<sup>5</sup>、及び彼の親 (parenthood) 論についての思想的考察<sup>6</sup>
- ③学校拠点型保健センター (school-based health center, SBHC) において実施されている性保健サービス等、学校における青年期妊娠・出産予防のための具体的方策に関する考察<sup>7</sup>

これを受けて今回は、分析の視点を日本へと転じ、戦後我が国における親の教育権を巡る議論の整理・検討を試みることにしたい。と言うのも、実のところ筆者は、上述した親の教育権限行使の適正化に関する考究が、果たして我が国における親の教育権論の中でどのように位置付けられるのかについて、これまで主観的には取り上げてこなかったのであり、そしてそれ故に、筆者の研究の学問的位置付けとその射程は、いまだ不明瞭さを孕んでいるものと言わざるを得ないのである。尚、我が国の代表的な親の教育権論者としての今橋盛勝(1941

-) の論稿 (1983)<sup>8</sup>については、以前に一度取り上げたことはある<sup>9</sup>ものの、あくまでこれは今橋流の親の教育権論と、子どもの権利論との関係性を分析することに主眼を置いたものであった。

そこで本稿では、我が国における親の教育権論の歴史的展開と、そこでの親の教育権限の適正化問題の位置付けを明らかにすることを目的として、具体的に次のように検討を進めていく。まず、(i)戦後初期における親の教育権論に関して、(旧)教育基本法(1947)における親の位相の分析を踏まえた上で、田中耕太郎(1890-1974)による先駆的な親の教育権論を検討する。次に(ii)1950年代半ば以降の「国家の教育権論」対「国民の教育権論」の対立図式下において、親の教育権がどのように捉えられていたのかを、両論の代表的論者の著作の分析から明らかにしていく。そしてこれらを踏まえて、最後に(iii)1980年代の管理教育批判以降における親の教育権論の展開を概観するとともに、そこでの親の教育権限の適正化問題の位置付けを明確化することにしたい。

## 1 戦後初期における親の教育権論

### (1) 旧教育基本法における親の位相

太平洋戦争後の我が国では、それまでの国家主義的な教育体制の見直しが図られ、『第一次アメリカ教育使節団報告書』(1946)<sup>10</sup>を受けて教育の民主化路線がとられることとなった。こうした中、翌1947年に発布・施行された(旧)教育基本法は、個人の尊重をその中核的理念に据える一方で、親の教育権ないし義務・責任を明文では規定していない点にその特徴がある。つまり、現行の教育基本法が、新設10条の家庭教育条項において、少なくとも子の教育に対する親の第一義的責任性を明記している<sup>11</sup>のとは違い、この旧教育基本法には親固有の権利義務を直接規定する条文は存在せず、わずかに7条の社会教育の条項で、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」と述べられるにとどまっていたのである。この点について、例えば憲法学者の西原は、こうした親の教育権に対する消極的記述が、この時期の民法改正(1947)論議において焦点となった、明治以来の「家」制度の廃止と密接に関係していることを指摘する。すなわち西原によれば、当時の教育基本法の審議過程において、戦前の古い教育を受けてきた親の存在は言わば「子の民主教育に対する抵抗勢力」として見なされたのであって、それ故この時期は、「親の教育権という考え方を排除して、親によって妨害されることなく、教育に関する専門家が教育のあり方を独占的に決められる体制が目指されていた」<sup>12</sup>とされるのである。

しかしながら、こうした西原の分析の妥当性については、やや疑問が残る。と言うのも、この旧教育基本法の立法者意思を表した解説書『教育基本法の解説』(1947)<sup>13</sup>を確認する限りでは、子どもの教育における親ないし家庭の重要性が軽視されているとは、必ずしも言い難いのである。つまり同解説書では、上記7条の社会教育条項(の中の家庭教育)に関して、「家庭教育は、あらゆる教育の出発点であり、その基礎となるべきものである」とされ、さらに「例えばしつけ教育などは新しい民主社会においても依然として重要なものである。この家庭教育がよく行われるためには、その任に當る父母兄弟等子女の保護者みずからが、その心身の修養に努めなければならない」<sup>14</sup>と述べられている(傍点はママ)。ここからは、旧教育基本法の立法者が親ないし家庭教育を軽視していたと言うよりも、むしろその意義・重要性を十全に認識していたことが見て取れるであろう。そのため、この旧教育基本法における親の権利義務規定の不在という点については、後で取り上げる伊藤が指摘するように、当該立法者にとっては「子どもを教育する親の教育権などは当然のこと」<sup>15</sup>であって、改めてそれを明定する必要性を感じなかったと捉えるのが、より妥当な解釈であると考えられる。

そしてこのことは、旧教育基本法制定時の文部大臣であった田中耕太郎が、後に自身の教育法学理論を体系化した『教育基本法の理論』(1961)<sup>16</sup>の中で親の教育権論を先駆的に取り上げるとともに、親の教育権の「自然権」的性格を強く主張していることから裏付けられるところである。そこで次に、この田中による親の教育権論について、項を改めて見ていくこととしよう。

## (2) 田中耕太郎の親の教育権論

まず田中は「教育権はその起源を家族に発し、両親に所属する。両親の教育権は人間性の中に深く根ざしているところの人類普遍の原理である自然法上の権利である」<sup>17</sup>として、親の教育権を自然権として定置した上で、さらに次のような見解を示している。

両親の教育権は不可侵であり従って奪うべからざるものばかりではなく、その自然法的性格からして自己の意思を以てしても譲渡し得ない性質のものである。それは国家に先行して存在し、国家の意思を以てするもこれを否定しまたは奪うことはできない<sup>18</sup>。

このように田中は、親の教育権を恐らく我が国で初めて本格的な議論の俎上に乗せ、かつそれを不可侵かつ譲渡不可能な固有の権利として強力に擁護した点で、極めて先駆的な位置を占めるものと評価できる。

ただし、こうした田中の親の教育権擁護は、最終的には国家の教育権の正当性の論証へと帰着するものであり、必ずしも親の教育権の具体的内容を明確化したものではなかった。と言うのも、「実際において国家の経営にかかる学校において教授されるところは、家庭教育と大なる共通点を有」し、また「人類文化の進展に伴い、学問や技術は日進月歩であり、到底両親の教育能力の及ぶところでない」が故に、親は「一定の年齢に達した子女を一定の期間他人に委ねる必要が起こってくる」というのが田中の教育権論の核心なのである<sup>19</sup>。

勿論、田中は、ここで導出される国家の教育権とはあくまで両親の教育権の内容の一部であり、「両親が如何に広範囲に教育を他人にゆだねるにしても、それは両親が自己の有する本源的な教育権を他人に譲渡することを意味するものではない」<sup>20</sup>との補足をしている。しかし、この親の教育権の譲渡の範囲や内容について、彼は十分に論究できていないのであって、この点はその後の課題として残されることになったと言える。

## 2 「国民の教育権論」対「国家の教育権論」図式と親の教育権論

### (1) 国民の教育権論における親の教育権の位置付け

その後の我が国では、いわゆる「教育二法」(1954)<sup>21</sup>に対する反対運動や1950年代後半に起こった勤評(勤務評定)論争等を契機として、国家主導の教育施策に対峙する形で「国民の教育権論」が盛んに主張されることとなる。そこで次に、この国民の教育権論において親の教育権がどのように捉えられていたのかを、その代表的論者である宗像誠也(1908-1970)と堀尾輝久(1933-)の見解から把握していきたい。

まず1950年代末に宗像は、1958年の学習指導要領の告示化、道徳教育の特設化、国旗掲揚・君が代斉唱の推奨といった動向を批判する立場から、親にはこの種の授業や行事に、子どもを出席させない自由があるべきだと主張した<sup>22</sup>。こうして彼は、親の自律的権利をいったんは擁護する立場をとるが、しかしながら必ずしも彼の力点は、この親の教育権擁護に置かれていた訳ではなかったようである。すなわち、今橋が分析しているように、宗像が重視したのはもっぱら国家の教育権との対峙・論争であり、具体的には親の教育権よりも、憲法23条「学問の自由」を論拠とした「教師の教育の自由」の強調へと進められることになる<sup>23</sup>。このように宗像の国民の教育権論においては、「国民」の内実としては主に教師が想定されており、この教師あるいは国家に対して親がどのような教育権限を有するかについては、いまだ不明瞭のままとなっていた。

そしてこの親に対する教師の優位性は、1970年代に入ると、堀尾においてより明確に主張されることになる<sup>24</sup>。つまり彼は、国民の教育権論の展開の中で、大人とは違う子どもの人間的成長の権利=学習権を主軸に据え、それを保証する第一義的な責任と権利を親に置いてはいる。しかしここで注意しなければならないのは、堀尾がこの親の権利をどのように理解していたのか、という点である。彼によれば、この親の権利とは「権利にあらざる権利」であり、具体的には子どもの学習権を保証する「義務履行の優先権」に過ぎないとされる<sup>25</sup>。この点は先の宗像と見解を異にするところであり、宗像が国家の教育支配に対する抵抗の論理として、(一応は)親の自律的な教育権を積極的に位置付けていたのに対し、「現時点において、『親の権利』を中心に理論構

成を行なうことは、その意図の実現のためにも不十分」とするのが堀尾の立場である。そのため、最終的に彼の教育権論では、親の権利の今日的な内容としての親義務は、「子どもの学習権を充足させる専門的力量」を有する教師へと委託されるといふ、いわゆる「親義務の共同化」ないし「私事の組織化」の論理が採用されることとなるのである<sup>26</sup>。

そしてこうした堀尾流の理論構造は、永井<sup>27</sup>や兼子<sup>28</sup>といった他の国民の教育権論者においても、基本的には引き継がれているものと解釈することができる。その意味で国民の教育権論下では、宗像においては若干の自律的な親の教育権の余地が認められていたものの、概して親の教育権は、あくまで教師の教育権を導き出すための道具的権利にとどまるものであったと言えるであろう。

## (2) 国家の教育権論における親の教育権の位置付け

これに対し、もう一方の対立理論である国家の教育権論においては、親の教育権はどのように位置付けられていたのだろうか。1950年代半ば以降盛んに展開された国民の教育権論に比して、国家の教育権論を正面から主張する論者は必ずしも多くはないが、その数少ない論者の一人として、前節でも若干触れた伊藤公一（1935-）を挙げることができる。そこで以下では、この伊藤による親の教育権に関する言及（1974）<sup>29</sup>の分析から、国家の教育権論における親の教育権の位置付けを捉えていくことにする。

まず伊藤は、前述した田中の議論を踏襲する形で、「親の教育権は前国家的・始源的基本権であるから、それは、当然、基本権としての性格を有する。すなわち、それは普遍的かつ永久不可侵の権利であり、放棄したり全面的に譲渡したりすることのできないものである」<sup>30</sup>とし、さらに支柱となる親の教育権の内容として、①家庭教育の自由、及び②中正な学校教育を要求する権利の二つを指摘する。特に②について、彼はこの権利が公法的性格を有するが故に、様々な具体的権利が派生し得ると述べ、その自由権的権利としては(a)政治的に中正な学校教育を請求する権利、(b)宗教教育に関する自由権、(c)私立学校の設立権、(d)学校を選択権、(e)教員の選択権、(f)教科内容への関与権が、また社会権的権利としては(g)平等な学校教育（特に義務教育）を要求する権利を挙げている。ただし彼は、これら全ての具体的諸権利が保障されるべきだと主張している訳ではなく、例えば(f)は、(a)及び(b)の権利の内容を実現する法体制が備わっていれば不要であり、また(e)も(d)が保障されているならば無くてよいであろうとする他、あくまでこれらの諸権利は、子どもの人格の尊重の観点から濫用に当たらない範囲に限定されることを強調している<sup>31</sup>。

とは言え国民の教育権論者の場合と同様、やはり伊藤にあっても、主たる関心は自身の教育権論の導出・擁護にあったようである。つまり伊藤は、先の堀尾が提示した「親義務の共同化」論の妥当性を、親の教育権との関連で批判することを通して、自身の立脚する国家の教育権の擁護を企図しているのである。すなわち彼は、まず以下のように述べ、国民の教育権論に対する率直な疑問を投げかける。

公教育を親義務の共同化とか、親と教師集団の組織化とか主張する意図は、前にも述べたように、教育内容の決定から国家を排除することである。そしてその一つの大きな理由は、子どもの学習権の尊重・保護と親の教育の自由の確保である。しかし、この理由が、どうして教育内容の決定から国家を除外し、教員の大幅な決定権へとつながるのか、理解できない<sup>32</sup>。

そして伊藤によれば、国民の教育権論に立って、子どもの学習権及び親の教育の自由を本当に担保しようとするならば、当然例えば個々の親に個々の教員を選択する権利が保障されていなければならないが、しかしながら実際には現行法上そういった規定は存在せず、また国民の教育権論者からもこうした親の教育権擁護の主張は通常為されることはない。それ故に国民の教育権論は「要するに、教員は『真理の代理人』であるという名の下に、子ども・親・国民の手の届かないところで教育内容の決定が行なわれるということ、認めることに帰着するのであって、これは国民主権ならびに民主主義の精神に反する教育論といわざるをえ」<sup>33</sup>ず、むしろ親義務は、その一部が教師ではなく国家へと委託されていると解するのが妥当、というのが伊藤の主張であ

る。このような伊藤の国民の教育権論批判は、後述する奥平や今橋の議論とも一定の共通性を有するものではあるが、あくまで伊藤の場合は国家の教育権擁護を目的とした批判であって、そしてその中で親の教育権は、やはり道具的概念として用いられていると言えるであろう。

以上のように国民の教育権論及び国家の教育権論においては、いずれもその拠って立つ教育権論を擁護するための、まさに道具的概念として親の教育権が用いられており、そこでの親の教育権とは、ほとんど形式的・理念的な権利義務に過ぎないものであったと言ってよからう。とは言え1980年代に入ると、学説上では奥平康弘(1929-2015)による国民の教育権論批判(1981)<sup>34</sup>以降、また現象としては体罰裁判や校則裁判等に示される管理教育批判以降、「国民の教育権論」対「国家の教育権論」の対立図式は大きく後退・縮小していく。

そしてこうした中で、冒頭で触れた今橋による親の教育権論が、言わば国民の教育権論に対するアンチテーゼとして提唱されることになるのである。そこで次節では、こうした1980年代管理教育批判以降の親の教育権論について検討を進めていくこととする。

### 3 1980年代以降の親の教育権論

#### (1) 1980年代から1990年代の親の教育権論

1980年代に入ると、我が国では体罰や校則に関する幾つかの象徴的な事件を契機として、行き過ぎた保護主義・管理主義的な学校及び教師への批判的風潮が強まった。上で触れた奥平の国民の教育権論批判もこのような時代状況の中に位置付けられるものであり、その主張の大きな内容は以下の引用部に示される。

わが国の場合、戦後教育法学の歩みのなかで、教育の自由の問題を、親の市民的自由の観点から考察することは余り試みられなかったように思う。詳しい検討は後日にゆずるが、教育にかんする法律問題を——勤務評定など実践課題との関連で——教員の「教育権」を中核として回転させる傾向があったし、いまでもあるように思う。…こうして「教師」にも「学問の自由」が与えられるとし、公権力との対立関係における教師の「教育権」が強調されれば強調されるほど、そしてまた、「親」ではなくて「国民」的な観点こそが重要であると主張されればされるほど、親を中心とした市民的自由と、「国民の教育権」は、分離し隔絶することになってしまう<sup>35</sup>。

このような奥平の批判の要点としては、これまでの国民の教育権論が①親の教育権を過小に評価していたこと、②そのためそれは、結局のところ教師の教育権論へと陥ってしまったことの二点を指摘できよう。このうち②は、当時の管理教育批判の文脈と相まって、教師-生徒間の予定調和的關係、「教師の非権力性」の前提に対する批判へと接続し、今日的な子どもの権利論の登場を用意するものとなる。しかし本稿の文脈でより重要なのは①であり、この指摘がその後、以下で示すような今橋らによる親の教育権論へと進展していくのである。

まず今橋は、我が国の教育権論争の特殊性として「国家の教育権の中でも、国民の教育権の中でも、学校教育とのかかわりにおける『親の教育権』の法規範性、具体的権利が明確ではなく、法理論上、国または教師・学校の教育内容決定権を導き出す擬制的・便宜的概念としての意味しかもってこなかった」<sup>36</sup>ことを挙げている。このような認識・指摘は先の奥平とも共通するが、今橋の場合はこの親の教育権を、さらに「教師の教育権を制約する具体的・実行的な法規範」として位置付けるのである。具体的には彼は、これまで国民の教育権論が教師集団の教育権の範疇としてきた「教育専門的事項」(授業内容、教育方法、成績評価など)について、どこまで親が関わるかという問いを立て、検討を加えている。これについての彼の回答は、その最終的決定の権限は教師・学校に認めざるを得ないとしつつも、「子どもの学習権・一般人権に抵触し、侵害する学校・教師の決定・活動に対して不同意・拒否権、不参加権を行使したり、子どもの学習権・一般人権を保障するために是正要求権・請求権を行使」<sup>37</sup>することは可能、というものであった。

そしてこのような今橋の議論を受けて、その後も我が国では、この今橋流の親の教育権論が漸次展開される

こととなる。特に1990年代に入って、結城忠（1944-）により親の自律的な教育権に関する詳細な研究<sup>38</sup>が為されたことは、大いに注目に値するところである。すなわち結城は、次頁の表1のように親の教育権の具体的内容を類型した上で、さらにそれらが現行法上どこまで認められ得るのかを、(a)学校教育権が親の教育権に優位し、親の直接的介入を許さない領域、(b)親の教育権が学校教育権に優位し、学校の影響から自由な親の決定権領域、(c)親の教育権と学校教育権が重畳・競合し、相互規制関係にある領域という三つの領域区分<sup>39</sup>から逐一分析・検討しているのである。ここでそれらの分析を詳細に取り上げる余裕は無いが、こうした親の教育権の観点から従来の教育権論の再編成・再構築を試みた結城の議論をもって、我が国の親の教育権論は一応の体系を得たと言ってよいであろう。

## (2) 2000年代以降の親の教育権論

以上のように我が国では、とりわけ1983年の今橋論文以降、国家ないし教師（学校）に対する親の自律的な教育権の擁護が主張されるようになったわけであるが、勿論それは2000年代に入ってからでも、例えば西原博史（1958-）が今橋や結城らの議論を引き継ぐ形で、国民の教育権論や国家の教育権論の不備や間隙を乗り越えるものとしての親の教育権論を展開している<sup>40</sup>等、漸次的な研究の蓄積が為されているところである。しかしながら2000年代以降の親を巡る議論を改めて見渡すならば、そこでは昨今の児童虐待・ネグレクト問題やいわゆるモンスターペアレントの問題の顕在化を受けて、むしろ逆に親の教育権の濫用や逸脱を問題視し、その権利行使の制約・制限の理論・方途を模索するものが散見されるのである。

【表1】 結城忠による親の教育権の具体的内容類型

<p><b>1 学校教育における親(子ども)の基礎的権利・包括的権利</b></p> <p>①子ども・親が個人として尊重される権利                  ②教育上平等な取扱いをうける権利                  ③プライバシーの権利                  ④人格的自律権ないし自己決定権                  ⑤知る権利・教育(行政)へアクセスする権利                  ⑥適正な手続き的処遇をうける権利(告知および聴聞の機会を得る権利)</p> <p><b>2 学校教育における親の消極的な権利</b></p> <p><b>A 親の教育上の自由権</b></p> <p>①家庭教育の自由・私教育の自由                  ②宗教教育の自由                  ③思想および良心の自由                  ④表現の自由                  ⑤私立学校の設置・経営・教育の自由                  ⑥集会・結社の自由</p> <p><b>B 親の教育選択権および評価権</b></p> <p>①学校選択権                  ②教育選択権                  ③学校を評価する権利                  ④教員を評価する権利                  ⑤学校教育内容の選択権                  ⑥学校教育内容の一部拒否権</p> <p><b>3 学校教育における親の積極的な権利</b></p> <p>①教育の機会均等に関する請求権                  ②中立な学校教育を要求する権利(インドクトリネーションの禁止・イデオロギー的に寛容な学校を求める権利)</p>	<p>③障害児に障害の種類・程度に即した特別教育を求める権利および障害児教育学校や障害児学級への指定についてアピールする権利</p> <p>④子どもの生命・身体・安全・健康を求める権利(安全な教育をうける権利・危険な学校教育を拒否する権利)</p> <p>⑤教育行政機関や学校(教員)に対する教育(行政)措置要求権および取消・変更要求権</p> <p>⑥学校教育内容に関する要求権</p> <p>⑦教育の条件整備要求権</p> <p>⑧教職員人事に関する要求権</p> <p>⑨(教育相談など)教育上の援助をうける権利</p> <p>⑩学校の教育過誤責任を追及する権利</p> <p>⑪教育行政機関や学校の措置・決定に対する不服申立て権およびこれについて裁判上の救済をうける権利</p> <p>⑫国または公共団体に対する賠償請求権</p> <p>⑬父母だけの組織(父母会)を結成し、それに参加する権利</p> <p>⑭学校の教育事項について、教育行政機関や学校(教員)に対して協議を求める権利</p> <p>⑮学校スト・同盟休校の権利ないし登校を拒否する権利</p> <p><b>4 学校教育における親の能動的権利</b></p> <p>①公教育運営への参加権・学校教育の共同形成権(教育政策・教育立法・教育行政・学校の管理運営過程さらには学校の教育過程への参加権)</p> <p>②国や地方公共団体の(教育行政)機関に対する請願権</p> <p>③PTAへの参加権</p>
--	---

(結城忠「学校教育における親の権利」海鳴社、1994、pp.86-89より作成)

そしてこれらの議論は、私見では、そこで想定される親の教育権濫用の具体的内容に応じて、便宜的に①その「最低線」の権利濫用と、②「最高線」の権利濫用という二つに大別することができる。まず①は、まさに児童虐待・ネグレクト問題に代表されるような、親としての最低線の権利義務の濫用・放棄の事例である。この点については、特に民法ないし家族法領域における議論が継続的に為されているところであり、実際に2011年6月の民法改正によって親権の一時停止制度が導入される等、法制度上の改革も進められている。次に②は、①に比してより高度な次元における親の教育権行使・濫用であり、具体的には親の教育選択権の一分科としての就学義務の拒否ないし義務教育内容の拒否、ホームスクーリング権の要求等を、どこまで正当な親の教育権の行使として許容するののかということである。この点については、とりわけ宮寺が教育哲学の観点から盛んな論究を行なっている<sup>41</sup>。例えば2009年の論稿において彼は、「親義務の共同化」論に依拠する堀尾流の国民の教育権論について、「こんにち子どもの教育に関わる親の意思は多様化し、高度化し、競合もしており、親の付託を集約するのはきわめて困難である」<sup>42</sup>と批判するが、同時にアメリカのホームスクール運動に代表される「教育の私事化」現象を教育の公共性の危機と見なし、この種の親の教育権に対する規制・介入の正当化理論の構築を試みている。

このような、我が国における2000年代以降の親の教育権論議の展開を踏まえるならば、冒頭で示した親の教育権限行使の適正化を巡るアメリカの諸議論、とりわけ筆者が中心的に取り上げてきたJ.ウェストマンの児童虐待規制理論は、特に上記①の連関の議論として位置付けられるであろう。特に、親という地位・特権は自然権として認められるものではなく、必要な能力・資質の獲得によって達成されるものであるとするウェストマンの親思想は、本稿で見えてきたような田中耕太郎以来の自然法的な親の教育権論とは一線を画すものであって、今後においても十分に検討されるべき含蓄を有しているものと考えられる。ただしウェストマンは、宮寺が問題としているような上記②の問題については、管見の限りほぼ論じておらず、例えば我が国でもよく知られているヨーダー判決（アーミッシュ裁判、1972年判決）についても、ごく僅かな言及をしている程度である<sup>43</sup>。

そこで今後においては、こうした②の文脈における親の教育権の問題についても併せて検討を進めることにより、親の教育権限の適正化を巡る包括的な理論構築を試みていくこととしたい。

## 終わりに

以上、本稿では、戦後我が国における親の教育権論の歴史的展開を整理した上で、筆者が主たる関心とする「親の教育権限行使の適正化」問題が、こうした歴史的展開上どのように位置付けられるのかを検討した。今後は、先述の通り上記②の親の教育権濫用の問題も視野に入れて、さらなる考究を進めていく。

## 注

- 1 Hugh LaFollette, "Licensing Parents", in *Philosophy and Public Affairs*, 9:2, 1980, pp.182-97
- 2 Jack C. Westman, *Licensing Parents: Can We Prevent Child Abuse and Neglect?*, Insight Books, 1994
- 3 拙稿「H.ラフォレットの『親のライセンス化』論：児童虐待と親の教育権規制を巡る一議論として」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』19:1、2011、pp.115-124；拙稿「J.ウェストマンの親ライセンス制度構想：1990年代における『親のライセンス化』論の展開として」『鹿兒島国際大学福祉社会学部論集』32:1、2013、pp.43-53；拙稿「『親のライセンス化』の代替策の検討（1）：H.ラフォレットの理論変遷の分析から」『鹿兒島国際大学福祉社会学部論集』33:1、2014、pp.1-9
- 4 Jack C. Westman, *Breaking the Adolescent Parent Cycle: Valuing Fatherhood and Motherhood*, University Press of America, 2009
- 5 拙稿「『親のライセンス化』の代替策の検討（2）：J.ウェストマンの青年期妊娠・出産規制論」『鹿兒島国際大学福祉社会学部論集』33:2、2014、pp.17-26
- 6 拙稿「生涯を通じたキャリアとしてのベアレントフッド：J.ウェストマンの親論と児童虐待予防理論の分析から」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』21:1、2013、pp.37-46
- 7 拙稿「アメリカにおける学校拠点型保健センター（SBHC）：その発展と現在」『アメリカ教育学会紀要』24、2013、pp.3-15
- 8 今橋盛勝「父母の教育権と教育の自由」『教育法と法社会学』三省堂、1983、pp.125-237
- 9 拙稿「我が国における子どもの権利論の特徴と問題点：『親の教育権』論との関連から」『早稲田大学教育学会研究大会紀要』11、2010、pp.91-97



- 10 村井実訳『アメリカ教育使節団報告書』講談社、1979
- 11 現行の教育基本法では、新設された10条1項において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と規定され、また同条2項では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている。
- 12 西原博史「子どもは好きに育てていい：「親の教育権」入門」NHK出版、2008、p.93
- 13 教育法令研究会『教育基本法の解説』国立書院、1947
- 14 同上、pp.106-107
- 15 伊藤公一『教育法の研究』法律文化社、1981、p.7
- 16 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、1961
- 17 同上、p.154
- 18 同上、p.155
- 19 同上、p.161
- 20 同上、p.161
- 21 教育二法とは、「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（1954年6月3日公布）及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（1954年6月3日公布）を指す。これに対して当時の日教組は、原案可決を阻止するため、昼休みを返上または日曜と平日を入れ替えて保護者の授業参観を求める、「昼食抜き」・「振り替え授業」闘争を行なった。
- 22 宗像誠也「教育行政権と国民の価値観」『世界』1959年11月号、p.274及び宗像誠也『教育行政学序説（増補版）』有斐閣、1969、pp.263-264を参照。
- 23 今橋盛勝、前掲書、p.142を参照。
- 24 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971
- 25 同上、p.340を参照。
- 26 同上、p.342を参照。
- 27 永井憲一「基本的人権としての教育の自由」兼子仁・永井憲一・平原春好編『教育行政と教育法の理論』東京大学出版、1974、pp.75-79を参照。
- 28 兼子仁『教育法（新版）』有斐閣、1978、pp.228-229を参照。
- 29 伊藤公一「『親の教育権』の公法的考察」『阪大法学』92、1974、pp.1-34
- 30 同上、p.4
- 31 同上、pp.6-10
- 32 同上、p.12
- 33 同上、p.13
- 34 奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ 人権（2）』有斐閣、1981、pp.361-425
- 35 同上、p.410
- 36 今橋盛勝、前掲書、p.175
- 37 同上、p.182
- 38 結城忠『学校教育における親の権利』海鳴社、1994
- 39 同上、p.134を参照。
- 40 西原博史、前掲書；西原博史「親の教育権と子どもの権利保障」『早稲田社会科学総合研究』14:1、2013、pp.65-75
- 41 宮寺晃夫「教育の分配論—公正な能力開発とは何か」勁草書房、2006；宮寺晃夫「自由を／自由に育てる—『教育の私事化』と公共性の隘路」広田照幸責任編集『自由への問い—教育』岩波書店、2009、pp.75-99；宮寺晃夫「『正義』と統合学校の正当化—個人化のもとで教育機会の実質的平等を確保する」『教育学研究』79：2、2012、pp.144-155など。
- 42 宮寺晃夫、前掲「自由を／自由に育てる—『教育の私事化』と公共性の隘路」、p.86
- 43 具体的には次のようなものである。「アーミッシュのコミュニティは、危機的集団の典型例である。彼らは、集団の存続を脅かす外界との接触を恐れるがために、自らの子ども達の教育を制限しているのである」（Jack C. Westman, 2009, op., cit, p.254）。

# The Theory of Parental Rights to Education in Post-War Japan

Naoto CHOSA

This paper analyzes the theoretical transition of the parental rights to education in post-war Japan.

In concrete terms, at first I survey how the parental rights to education was placed in the Fundamental Law of Education of 1947, and consider the path-breaking argument of Kotaro Tanaka who participated in this law making deeply. Secondly, I clarify the discourses on the parental rights from the 1950s to the 1970s by means of analyzing controversy over the rights to education of those days; the theory of the people's rights to education vs the theory of the national rights to education. Then, I give an overview of the deployment of the arguments about the parental rights to education after Morikatsu Imahashi protected these parental rights positively in context to criticize the theory of the people's rights to education in the 1980s, and attempt to sort out the future points for discussion.

**Key Words:** parental rights to education, people's rights to education, national rights to education, child abuse and neglect, licensing parents